

# 平成29年度第4回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成30年1月22日（月）

午前9時30分～11時

場所：本館3階 委員会室

## 日程第1 諮問事項について

(1) 児童手当に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について

【担当：子ども未来創造局子育て支援課】

### 【概要】

国が運営している子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）において、市民が児童手当に関する手続きをインターネット上で申請（電子申請）することが可能になったことに伴い、特定個人情報保護評価指針に示された重要な変更にあたることから、PIAを再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

### 【質疑応答】

委：電子申請を開始するにあたって既存システムに変更はないが、それでもPIAの再実施が必要なのか。

市：ぴったりサービスは国が整備したシステムだが、それを利用するために箕面市ではLGWAN-ASPというサービスを委託して申請データを入手する。PIAの趣旨は、特定個人情報の入手から廃棄までに至るリスクとその対策を明確にすることにあるため、その部分の追記は必要とされている。

事務局：既存システムに変更がない場合であっても、PIAの修正を行うよう国から通知が出されている。

委：電子申請で届いた申請データを印刷した後、その紙媒体の管理はどうするのか。

市：電子申請で届いた申請書は職員が印刷し、業務システムに入力する。その後は窓口で受け付けた申請書と同様に、入力済みの申請書として簿冊で保管する。

委：出生届や転入届を出す際は市役所に来庁するため、その際に児童手当の申請も窓口で行うことが多いと思うが、電子申請を可能にする必要性はあるのか。窓口と郵送による受付だけで十分ではないのか。

市：児童手当に係る申請書は年間20,000件程度。そのうち、約11,000件は

年度更新手続きである。この手続きは申請書等を郵送で送り返すものであり、これを電子申請できれば市民の利便性は高まると思われる。また、6月の更新時期に向けて広報を予定している。

委：電子申請で送られた申請書の記載事項に誤りがないかどうか、どのように確認するのか。

市：郵送で受け付けた場合と同様の手続きになる。申請内容と住民基本台帳上の情報を照合し、一致しない場合は申請者へ電話で確認している。

また、なりすましが疑われる場合であっても、申請者に電話をし、保護者しか知らないような情報を聞き取る等の確認を行っている。

委：システム入力是谁がするのか。

市：市職員で行っており、委託はしていない。

委：マイナポータルは国が整備したシステムであり、市民の入力間違いがあった場合は国の責任である。にもかかわらず、PIAにそのリスクまで記載し、丁寧に対策していることは十分評価できる。

委：子どもの手続きでは、職員が直接保護者と話すなかで虐待等の兆候に気付くこともできたと思うが、電子申請が一般化すると、情報をキャッチする機会が減るのではないか。

市：電子申請できる事務として国が提示した手続きは児童手当以外にもあったが、箕面市として本人からの聞き取りが必要だと判断した手続きについては慎重にすべきとの議論があり、電子申請を可能としていない。

一方、すでに郵送可能な児童手当に関する手続きについては電子申請に踏み切っても問題はないと判断した。

また、電子申請が一般化しても、要件の審査等で職員による聞き取りが必須となる手続きは残るため、その聞き取りをしっかりと行っていくことで、支援の必要なかたや虐待等の兆候に気づくことも可能だと考えている。

委：児童手当の更新手続きについて、電子申請できるようになることは便利になって良いと思う。

### 【答申】

新制度の導入にあたって、担当室では周到に準備されているように思われる。よって、本件は「妥当である」と答申する。

## (2)介護予防支援・介護予防ケアマネジメントシステムの構築について

【担当:健康福祉部高齢福祉室】

### 【概要】

平成30年4月から市直営の地域包括支援センターを設置することに伴い、申請者のケアプラン作成業務を行う必要があるため、それを管理するためのシステムを構築する。また、システムで管理した情報を基にケアプラン作成等に係る介護報酬を国保連に請求する。

このシステムの構築が算面市個人情報保護条例第11条の「電算処理の規制」に該当するため、諮問するものである。

### 【質疑応答】

委：案件とは直接関係しないが、災害時に高齢者等の要支援者を把握できるように情報をリンクさせているのか。

市：災害発生時の要援護者への支援は市健康福祉部全体で対応する。高齢者については、ケアマネジャーを通じて情報収集することになる。

委：P4に「任意の情報提供」とあるが、対象者が自主的に話す情報のことか。それとも、市側が聞き取るのか。

市：ケアプラン作成に必要な情報については、担当ケアマネジャーが必ず聞き取る。そのほか、世間話の中で支援に必要な情報があれば、メモとしてシステムに入力する。

委：マイナンバーは使わないのか。

市：使わない。

委：任意の情報提供で収集する事項は、具体的にどのような場合に必要となるのか。

市：例えば、対象者が入院した場合、家族の連絡先の優先順位を聞く必要がある。その返事の中で順位の理由等、ケアマネジャーが把握しておかなければ本人の不利益になる情報を聞いた場合は、システムに入力する。

委：収入や所得まで必要なのか。

市：対象者は在宅生活を送っているかだが基本だが、事情により施設への入所を検討する際に、ケアマネジャーが収入に応じて定められた負担限度額を算出し提案することが想定される。

つまり、任意の情報提供として記載する事項は、想定する事象によって必要な情報が変わる。

委：システムには、任意の情報提供として挙げられた13項目を入力する欄があるのか。

市：導入するシステムによるが、健康状態を入力する欄はあるだろうが、それ

以外はないものが多いと思われる。

委：ケアマネジャーが誤って全ての項目をヒアリングすれば、対象者は立場上必要ないものまで答えてしまうおそれがある。ケアマネジャーによって聞き取る範囲に差が出ることは良くないので、ある程度の判断基準は明確にしておくべき。

自主的に話したことをメモすることはケアマネジャーの判断で行えば良いと思うが、聞き取る項目は最小限に留めるべき。

委：他の地域包括支援センターでも同じシステムを利用しているのか。

市：同様のシステムを利用している。

委：今後導入するパッケージソフトに、任意の情報提供として挙げた項目欄が設定されていれば、ケアマネジャーが事象に関係なく聞き取ってしまう可能性がある。

市：ケアマネジメントを行うにあたり、ケアマネジャーが取り扱う個人情報は利用者との関係において必要最小限に留めなければならない。一方で、利用者との世間話等で知り得た情報のうち、ケアプラン作成や給付管理に必要な情報についてはシステムに残すような運用をしていく。民間事業所でもそのようにしているため、同様に取り扱っていく。

### 【答申】

構築するシステムについては妥当であると思われるが、任意で提供される個人情報については、以下の付帯意見を付して「妥当である」と答申する。

#### 【付帯意見】

任意で提供される個人情報にはセンシティブな内容も想定されるため、慎重に取り扱うこととし、その収集においては業務に必要な範囲とするよう厳格に運用すること。

## 日程第2 その他

PIAの再実施に係る第三者点検について、事務局より、法令等の改正や国が整備するシステムの変更等を理由に行う場合であっても諮問を必須とするかどうか見直すことを提案し、次回以降に要綱の改正案を提示し、委員より意見をいただくこととした。

今回は平成30年2月9日（金）に開催予定である。開催の有無は2週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。